

小野市

緊急通報事業利用の手引き

市民福祉部高齢介護課長寿福祉係

TEL 0794-63-1000

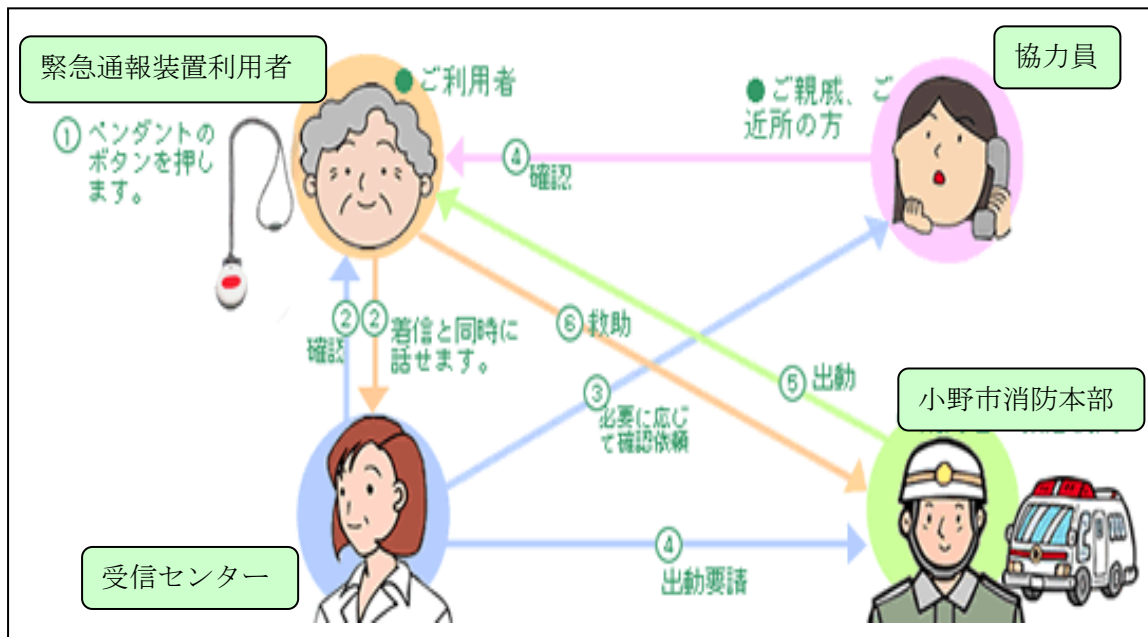
小野市緊急通報事業の概要について

□ 事業目的

本事業は、高齢者等に緊急通報装置を貸与し、当該高齢者等が急病、事故等で緊急に援助を必要とする場合、緊急通報受信施設（受信センター）に通報を受け、あらかじめ組織された地域支援協力体制により速やかに援助を行うものです。

□ 事業のしくみ

サービスイメージ図



- ① 緊急通報装置利用者が緊急通報を行います。
- ② 受信センターから緊急通報装置（双方向で会話ができる）により、通報内容（救急、火災、誤報等）について確認をとります。利用者と連絡が取れ、出動の要請があった場合には、小野市消防本部へ出動要請をします。
- ③ 受信センターが通報内容の確認ができなかった場合には、協力員に通報内容の確認を依頼します。
- ④ 協力員が通報内容の確認が取れ次第、必要に応じて出動要請を行います。
- ⑤ 受信センターから出動要請を受けた場合のみ、小野市消防本部が利用者宅へ出動します。

□ 対象者

市内に住所を有する方で、次の要件のひとつに該当する方が対象となります。

① おおむね65歳以上の独居高齢者又は高齢者のみで構成される世帯のうち、次のどちらかに該当する世帯にお貸しできます。

(1) 介護保険認定「要支援」以上の方がいる世帯

(2) 介護保険認定非該当又は未認定の世帯のうち、以下の病気がある方がいる世帯

A：心臓の病気（例：心筋梗塞、不整脈など）

B：軽度の認知症を含む脳の病気（例：脳梗塞、くも膜下出血など）

C：呼吸器系の病気があること（例：喘息、肺気腫など）

D：ガン（例：胃ガン、肺ガン、白血病など）

E：血圧の病気（例：高血圧症など）

F：その他申請により設置が必要と認めた病気など

※（2）の理由で申請する場合は、医師の診断書の提出を求める場合があります。

②身体障害者のみの世帯に属する身体障害者

※ 担当の民生児童委員の訪問による利用者状況の確認作業を確認表により行います。

※ 申請書受理後、市による訪問調査も行います。

□ 費用について

自己負担なし。

平成19年9月30日までは、利用者世帯の課税状況により貸与される装置に係る費用の一部負担がかかっておりましたが、平成19年10月1日以降から利用者による費用負担は無しとなりました。

□ 装置の貸与及び管理について

他人へ譲渡したり、貸付又は担保にしないでください。

装置を損傷したり亡失した場合は、速やかに市へ届出して頂き、その費用を負担していただきます。

□ 申請手続き

次の書類に必要事項を記入し、署名、押印して市高齢介護課長寿福祉係に提出していただく必要があります。

利用を希望される方で、申請手続き及び協力員3名の協力依頼が困難な場合は、担当地区の民生児童委員へ申請に係る協力依頼をお願いしてください。

担当民生児童委員がわからない場合は、担当課へ問い合わせください。

【申請書類】

- ① 小野市緊急通報事業利用申請書
- ② 緊急通報協力員承諾書（兼台帳） 3通
- ③ 承諾書
- ④ 緊急通報事業利用者状況確認表
- ⑤ 医師の診断書（市が提出を求めた場合のみ）

【留意事項】

- ① 小野市緊急通報事業利用申請書
 - ・ 氏名、住所等の必要事項をご記入いただき、協力員3名を選出いただき、下記②の書類に承諾の署名、押印をしていただいでください。
 - ・ 親族等の緊急時連絡先も必ず明記してください。
 - ・ 受診医療機関、持病等もデーターとして登録しますので、できるだけご記入ください。

- ② 緊急通報協力員承諾書（兼台帳） 3通
 - ・ 3名の協力員をお願いします。
 - ・ 受信センターからの通報内容確認依頼は、まず第1協力員に行います。第1協力員と連絡が取れない場合に、第2協力員、第3協力員の順に連絡します。

＜協力員の役割＞

- ・ 受信センターから連絡があった場合に、利用者の通報内容の確認を行うため、利用者宅に訪問していただきます。
 - ・ 通報内容の確認結果を、受信センターに連絡していただきます。
 - ・ 救急、火災等の緊急事態の場合には、利用者の親族に連絡していただきます。
- ③ 承諾書・・・以下について承諾をしていただきます。
 - ・ 事業を円滑に進めるため、委託会社に個人情報を提供します。
 - ・ 小野市消防本部や地区民生児童委員、近隣協力員等関係機関にも、出動要請時の参考とするため個人情報を提供します。
 - ・ 緊急時に救護の要請があった時、小野市消防本部や地区民生児童委員、近隣協力者等関係機関の住宅内への立ち入りを認めます。又、その際の住宅等の破損等については、損害賠償を請求しません。
 - ・ 貸与された装置を損傷したり亡失した場合は、その費用を負担します。
 - ・ 緊急通報装置の使用回線について、ADSLやISDN回線などのインターネット回線を利用している場合は、停電時や回線異常により通報できない可能性があることを了承します。

④ 緊急通報事業利用者状況確認表

- ・ 民生児童委員が利用しようとする方の自宅を訪問され、確認表の項目により確認していただき署名、押印いただき添付書類として提出していただきます。

⑤ 医師の診断書（市が提出を求めた場合のみ）

- ・ 対象者①の（２）の理由で申請される場合に、提出を求める場合があります。
- ・ 診断書発行に係る費用負担は、申し訳ございませんが、個人負担となります。

□ 現況届の提出

年に1回1月末までに利用者の現状把握のため、「緊急通報事業利用者現況届」を提出していただきます。

要件を満たさなくなった利用者へは後日連絡します。

□ その他の届出

以下の場合、至急に連絡してください。

- ①利用者の氏名、住所及び電話番号を変更したとき。
- ②緊急連絡先の氏名、住所及び電話番号を変更したとき。
- ③要件に該当しなくなったとき。
- ④その他、施設入所や入院などで装置を必要としなくなったとき。

□ 申請から装置設置までの流れ

- ① 申請書類の提出
(利用者・民生児童委員→市役所)
↓
- ② 申請書類の審査・訪問調査
(市役所→利用者)
↓
- ③ 利用決定通知書の郵送
(市役所→利用者)
↓
- ④ 装置設置依頼
(市役所→委託会社)
↓
- ⑤ 装置設置日の日程調整

(委託会社→利用者)



⑥ 装置設置工事・設置完了

(委託会社→利用者)

※ 申請から設置までの期間：概ね2～3週間程度

□ 担当・問い合わせ

小野市市民福祉部高齢介護課長寿福祉係

TEL 0794-63-1000